

## 北里大学健康科学部における試験及び成績評価に関する規程

2024年6月18日制定

### (総則)

第1条 学則に基づき、健康科学部における試験及び成績評価（以下「評価」という。）に関する事項はこの規程の定めるところによる。

### (単位認定)

第2条 健康科学部が開講する各科目の単位は、科目責任者が試験及びその他の適切な方法により学修の成果を総合的に評価し、認定する。

### (試験の種類及び方法)

第3条 単位認定のための試験の種類は、定期試験、追試験及び再試験とし、それぞれ試験期間を設けて実施する。

2 試験は、筆記、レポート及び実技等を含む適切な方法（以下「試験等」という。）により実施する。

### (成績評価)

第4条 各科目の評価は、優、良、可及び不可の4種をもって表し、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

2 試験等による点数による評価は、100点から80点を優、79点から70点を良、69点から60点を可とし、59点以下を不可として表示する。

3 評価は、シラバスに記載された各科目の評価基準に基づくものとし、試験等における点数は次のとおりとする。

(1) 定期試験及び追試験は、最高点を100点とする。

(2) 再試験は、最高点を70点とする。

### (定期試験)

第5条 定期試験は、通年科目にあつては後期末、半期科目にあつては開講期に応じ前期末及び後期末の授業内、又は定期試験期間に実施することを原則とする。ただし、通年科目のうち一部の科目については、前期末及び後期末の2回試験を実施することがある。

2 定期試験の受験資格、受験者の遵守事項等詳細は別に定める細則による。

### (追試験及び再試験)

第6条 追試験及び再試験は、原則として試験期間を設けて実施する。

2 追試験は、定期試験を正当と認められる事由により、受験できなかった者に対し実施する。

3 再試験は、平素の出席状況が良好であるにも関わらず、定期試験に不合格となった者及び追試験受験資格の無い者に対し同一年度内に1回実施する。ただし、科目責任者の判断により、定期試験以外の方法等で評価した科目については再試験を実施しない場合がある。

- 4 追試験で不合格となった科目の再試験は実施しない。
- 5 追試験、再試験の受験資格及び実施に係る詳細は、別に定める細則による。  
(合格科目の再試験)

第7条 定期試験に合格し、単位認定された科目の再試験は受験できない。  
(追試験及び再試験未受験の取扱い)

第8条 追試験及び再試験を正当と認められる事由により受験できなかった者に改めて当該試験を実施(以下「再受験」という。)することがある。

- 2 再受験は、原則として実施しないことを基本とし、実施する場合の受験資格等その他詳細については、別に定める細則による。  
(単位認定に基づく卒業及び進級の判定)

第9条 各科目の合否結果及び単位修得状況から、進級、卒業、留年の判定を健康科学部教授会(以下「教授会」という。)において行う。

- 2 当該判定に係る詳細は、健康科学部進級規程による。  
(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、試験及び成績評価に関するその他の必要な事項については、別に定める細則による。  
(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教育委員会及び運営委員会の議を経て教授会において決定する。

附 則 (北学総第 2024-04636 号)

(施行期日)

この規程は、2024年6月18日から施行する。